

認可（確認）事項の変更手続きについて

- 1 認可及び確認を受けた保育所等が、その内容を変更する場合、神奈川県（厚木市）に対して届出を行う必要があります。

施設区分	変更区分	届出先	届出部数
保育所	認可	神奈川県	2部
	確認	厚木市	1部
小規模保育事業所 家庭的保育事業所	認可	厚木市	1部
	確認	厚木市	1部

※ 保育所に係る認可変更は厚木市を経由して神奈川県へ届出をします。

2 変更の手続きが必要な事項等

(1) 保育所

ア 認可変更

項目	事由	届出時期
①定員の変更	○ 保育所の定員を変更する場合 ○ 認可を受けた定員の増減又は区分間（2歳未満・2歳以上）で人数を変更する場合	変更予定日前まで
②改修、改築、増改築等の建物その他設備の規模及び構造の変更	改修、増改築をする場合で定員増を伴うときは、工事に着手する前に県へ事前協議が必要 ○ 敷地面積や建物延べ床面積の変更 ○ 設備の面積、位置及び用途の変更等（保育室等の配置変更を含む。）	
③分園の設置、廃止	設置する場合は工事に着手する前に県への事前協議が必要	
④運営方法の変更	○ 園規則の改正 ○ 給食の外部搬入、調理業務委託など	
⑤施設長の変更	施設長を変更する場合	
⑥経営の責任者の変更	設置主体である法人の代表者を変更する場合	
⑦法人格の変更	○ 設置主体の法人格を変更する場合 ○ 保育事業を他の法人に事業譲渡する場合などは、新規認可申請の手続きとなる。	
⑧保育所の名称変更	名称を変更する場合	変更があった日から1か月以内
⑨所在地（地番表記）の変更	住居表示の実施等により移転せず所在地の表示が変更する場合	

イ 確認変更

変更内容	申請（届出）時期	必要書類
①定員を増加	変更しようとする日以前	1 法人議事録等の写し 2 平面図及び設備の概要（新・旧） 3 園規則（新・旧）
②定員を減少	変更しようとする日から遅くとも3か月前	4 職員名簿 5 定員を増加（減少）しようとする理由を記した書類 等
③施設の名称及び所在地（地番表記等）	変更日から10日以内	（名称） 1 法人議事録等の写し 2 定款（寄付行為）、その他規約 等 （所在地） 所在地の新表記を証する書類
④設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名		1 法人議事録等の写し 2 誓約書（代表者の変更の場合） 3 法人登記事項証明書（変更内容を証する書類） 等
⑤設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等		1 法人議事録等の写し 2 定款、寄付行為等 3 登記事項証明書（登記事項の変更が生じる事由）等
⑥施設の平面図及び設備の概要		1 法人議事録等の写し 2 平面図及び設備の概要（新・旧）等
⑦施設長の氏名及び住所等		1 法人議事録等の写し 2 誓約書 3 資格証明書 4 履歴書 等
⑧園規則		1 法人議事録等の写し 2 園規則（新・旧）等
⑨役員の氏名及び住所等		1 法人議事録等の写し 2 誓約書

※ 上記の申請（届出）時期にかかわらず、変更が生じる予定があるときは、計画の段階で必ず市へご相談ください。

(2) 小規模保育事業及び家庭的保育事業

ア 認可変更

項目	事由	届出時期
①定員の変更	認可を受けた定員の増減又は区分間(0歳児、1～2歳児)で人数を変更する場合	変更予定日前まで
②改修、改築、増改築等の建物その他設備の規模及び構造の変更	改修、増改築をする場合で定員増を伴うときは、工事に着手する前に市へ事前協議が必要 ○ 敷地面積や建物延べ床面積の変更 ○ 設備の面積、位置及び用途の変更等(保育室等の配置変更を含む。)	
③運営方法の変更	○ 園規則の改正 ○ 給食の外部搬入、調理業務委託 ○ 連携施設の設定・変更 など	
④管理者の変更	管理者を変更する場合	
⑤経営の責任者の変更	設置主体の代表者を変更する場合	
⑥法人格の変更	○ 設置主体の法人格を変更する場合 ○ 保育事業を他の法人に事業譲渡する場合などは、新規認可申請の手続きとなる。	変更があった日から1か月以内
⑦施設等の名称変更	名称を変更する場合	
⑧所在地(地番表記)の変更	住居表示の実施等により移転せず所在地の表示が変更する場合	

イ 確認変更

上記の保育所に係る確認変更の内容と同様となります。変更が生じる予定があるときは、計画の段階で必ず市へご相談ください。